

独立行政法人国立病院機構
平成22年度業務実績の評価結果

平成23年8月24日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成22年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立病院機構は、国立病院・療養所（国立高度専門医療センター及びハンセン病療養所を除く。）の業務を承継して平成16年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の国立病院機構の業務実績の評価は、平成21年2月に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成21年度～25年度）の第2年度（平成22年4月～23年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成21年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる2次意見等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成22年度業務実績全般の評価

国立病院機構は、安全で良質な医療を効率的に提供していくことが求められている。具体的には、国の医療政策を踏まえつつ患者の目線に立った適切な医療を提供する「診療事業」、国立病院機構のネットワークを活用した「臨床研究事業」、質の高い医療従事者を育成する「教育研修事業」等を安定的な経営基盤を確立しつつ効率的・効果的に運営していくことを目指している。

独立行政法人への移行後7年目にあたる平成22年度においても、業務進行状況の迅速な把握と業務改善に努めており、特に積極的な業務運営の効率化と収支改善に向けた取組は、中期目標に掲げる経常収支に係る目標を7期連続して達成したことに加え、純利益495億円を計上するなど特段の実績を上げている。こうした全体としての大きな成果は、理事長の卓越したリーダーシップの下に、各病院長をはじめ職員が懸命な経営努力をした結果であり、QC活動（病院職員が自施設内の課題に応じて小グループを構成し、業務の質の向上を目指して取り組む自主的活動）などに代表される職員の意識改革がもたらしたものと高く評価する。また、内部統制強化やコンプライアンスの推進等に適切に取り組むとともに、国立病院機構の契約に関しても「契約監視委員会」の設置など独立行政法人としてより透明性と競争性の高い契約の実施に取り組んでいる。

診療事業においては、引き続き、地域連携クリティカルパスの実施や紹介率・逆紹介率の着実な向上、地域医療支援病院の増加など、地域医療への取組を一層強化し、地域医療に大きく貢献しているほか、質の高い医療を提供するため、医療の標準化の推進や臨床評価指標の改善及び公表に取り組み、また、重症心身障害や筋ジストロフィー、結核などの政策医療にも着実に取り組んでおり、我が国におけるセーフティネットとしての重要な役割を果たしていることを高く評価する。

臨床研究事業においては、国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究活動やEBM（根拠に基づく医療）の推進に向けた取組が順調に進捗しているほか、質の高い治験の推進に向けた取組も大いに実績を上げており、これを高く評価する。平成22年度には、

総合研究センター診療情報分析部を設置し、各病院のレセプトデータ等を収集・分析するための「診療情報データバンク（MIA）」の構築に至ったところであり、今後の我が国における医療政策への一層の貢献に期待したい。

教育研修事業においては、高度な看護実践能力を持ちスキルミックスによりチーム医療を提供していくことのできる看護師を養成する看護学部と、全国に先駆けて特定看護師（仮称）を養成する大学院を開設し、国立病院機構勤務の医師が参加してのカリキュラムの作成をはじめ、医師が臨床教授として学部や大学院の臨床実習等を指導するとともに、東京医療センターを主たる実習施設とするなど国立病院機構が主体となった体制を構築したことを高く評価する。また、各領域の専門性に秀でた指導医による実地研修として「良質な医師を育てる研修」を開始するなど、医師のキャリア形成を支援する体制整備も着実に進めており、今後の積極的な取組を期待する。

このほか、東日本大震災発生時においては、直後に現地対策本部を設置し医療班等延べ約8,000人日の職員を被災地に派遣するなど、国の危機管理対応にも大きく貢献したことは高く評価できるものである。

これらのことを踏まえると、第2期中期目標期間の第2年度に当たる平成22年度の業務実績については、全体として国立病院機構の設立目的に沿って適正に業務を実施したこと、中期目標の達成に向けて着実な進展がみられたことを高く評価する。今後とも、患者の目線に立った良質な医療と健全な経営とのバランスがとれた一層の取組と、国立病院機構の役割等を踏まえ、全国144病院のネットワークを活用して積極的に国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図る姿勢を、期待したい。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 診療事業

① 患者の目線に立った医療の提供

平成16年度より実施している患者満足度調査について、総合評価をはじめ、「分かりやすい説明」等の主要な項目で前年度の平均値を上回る満足度が得られており、患者満足度の着実な向上を評価する。

セカンドオピニオン制度については、窓口を設置している病院数が増加し134病院と充実が図られているが、引き続き、患者の理解や満足度の向上に努めてもらいたい。

さらに、全患者への「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について、平成22年度末までにシステム改修が終了していない等、正当な理由がある病院を除いた133病院全てで対応していることを評価する。

この他、MSW（医療ソーシャルワーカー）の増員、院内助産所や助産師外来の開設、土日外来の実施など地域・患者・家族のニーズに合った取組を着実に進めていること、また、課題である待ち時間対策について様々な対策に取り組んでいることを評価する。今後もこのような創意工夫をこらした様々な取組を期待する。

② 安心・安全な医療の提供

医療倫理の確立については、医療相談窓口の個室化等患者プライバシーへの配慮、適切なカルテ開示による診療情報の提供、インフォームド・コンセント推進への取組等を行うとともに、全ての病院に倫理審査委員会を設置し、審議内容についても、ホームページ上で掲示するなど、外部への公開を行っている。

医療安全対策については、標準化を図ることを目的に病院間で相互チェックを実施する体制を整備するための専門委員会を設置し、チェックシート（案）の作成や実際のチェック方法等の検討を実施した。また、医療安全対策の情報発信として、報告された事故事例等から作成した「医療安全白書」、「警鐘的事例」、院内感染防止のため138病院に院内感染防止対策チーム等を設置し全病院での院内ラウンドの実施や、全国登録者の10%を占める119名の感染管理を専門分野とする認定看護師の配置などは各病院の医療安全対策を推進する上で評価できる取組である。また、これまでも取り組んできた人工呼吸器の機種標準化について、専門委員会を設置し今後の方向性の検討を行うなどの取組を進めるとともに、使用医薬品の標準化も着実に進展している。なお、東日本大震災の影響により実施を見送らざるを得なかった病院間の相互チェックのモデル的導入実施については、速やかな実施を期待したい。

これらの取組は、国立病院機構内部はもとより我が国全体の医療倫理、医療安全対策の向上への貢献も期待されるところであり、安心・安全な医療の提供に資するものとして評価する。

③ 質の高い医療の提供

クリティカルパスについては、実施件数が増加し中期計画に掲げた目標に向けて着実に進展していることに加え、病院から在宅医療まで一貫した地域連携による医療を実践するため、地域連携クリティカルパスを実施する病院数の着実な増加を評価する。

EBM推進に向けた取組については、厚生労働省の新規事業である「医療の質の評価・公表等推進事業」において、国立病院機構の事業計画が採択され、各病院のDPC調査用データ等診療情報の収集・分析を行うために新規に構築した「診療情報データベース（MIA）」により医療の質を評価し、計測マニュアルとともに病院ごとの数値を載せた報告書を公表したことは、他の医療機関でも自院のDPCデータを用いた指標の算出、評価が可能となるほか、医療を病院横断的に可視化し、診療やケアの透明性が確保できることから、我が国の医療の質の向上に貢献したとして高く評価する。

また、平成22年度に新たに設置した臨床評価指標評価委員会において、既存の26指標を見直して新たに87指標を作成し、中期計画に掲げる臨床評価指標の充実に向けて取り組むなど各般にわたり努力しており、国立病院機構のネットワークを活用した取組や成果としても高く評価する。

その他、長期療養者をはじめとする患者のQOL（生活の質）の向上に資する療養介助職の増員による日常生活のケアに関する介助サービス提供体制の強化、重症心身障害、筋ジストロフィーなどの老朽化した病棟の整備、チーム医療の推進のための研修等これらの質の高い医療の提供に向けた取組を評価する。

④ 個別病院に期待される機能の発揮

地域医療への貢献については、地域連携クリティカルパスの実施や地域医療支援病院の増加等により、地域の医療機関との連携について一層の強化・推進が図られ、紹介率・逆紹介率ともに向上しており中期計画に掲げる目標に向けた着実な取組を評価する。また、災害等における活動として計画どおりに研修を実施し、災害時における活動や災害に備えた人材育成は国立病院機構にとって極めて重要な業務のひとつであり、今後も一層の貢献を期待する。

さらに、小児救急を含む救急医療については救急受診後の入院患者数及び救急車による受入数ともに増加しており、中期計画に掲げる目標の達成に向けて着実に取り組むとともに、地域の救急医療体制の中での国立病院機構としての役割を適切に果たしていることを評価する。

また、政策医療の適切な実施については、結核や精神医療をはじめ適切に実施されているが、とりわけ、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年7月16日法律第110号。以下「心神喪失者等医療観察法」という。）に基づく指定入院医療機関について国立病院機構が全国の病床数の約7割を占めるなど、職員の確保等様々な課題を乗り越え、政策医療のセーフティネットとしての重要な役割を果たし国の政策に大きく貢献していることを高く評価する。

また、東日本大震災への対応として、災害医療センターがDMAT事務局として全国のDMAT約340班の急性期医療活動全体を指揮するとともに、国立病院機構病院からも33班のDMATが出動し急性期のトリアージや広域搬送等を実施し、さらに、切れ目のない77班の医療班派遣により避難所で約1.1万人に対して巡回診療等を実施したこと、厚生労働省の要請に基づき、原子力災害直後から放射線被曝のスクリーニングを行うチーム11班を派遣し被曝スクリーニングを約1.1万人に実施したこと、心のケアチーム39班を派遣し、被災者に対するメンタルヘルスケア等を実施したことなど国家の危機管理への多大なる貢献を高く評価する。

(2) 臨床研究事業

E BM推進のためのエビデンスづくりについては、国立病院機構のネットワークを活用した大規模臨床研究が順調に進展しており、これまでの一部の成果について発表を行い、平成22年度には平成16年度から平成19年度に選定した18課題についてすべて患者登録を終了し、平成20年度以降選定された5課題について推進するとともに、新たに2課題の研究を選定した。今後とも引き続き具体的成果の情報発信を大いに期待する。また、新型インフルエンザワクチンに関する研究を行い、国のワクチン備蓄方針決定や国内承認用量をWHO推奨用量に変更するための承認申請に不可欠な情報収集を実施するとともに、臨床試験について終了報告書を作成し、当該活動に尽力した医師が人事院総裁賞を受賞するなど昨年度に引き続きワクチンに係る有効性・安全性の情報収集において重要な役割を果たしたことを高く評価する。

治験については、治験中核病院・拠点医療機関等協議会の会長を理事長が務め、治験・

臨床研究の活性化に向けて先導的な役割を果たすとともに、CRC（治験コーディネーター）の増員や医師主導治験の体制整備を行ったほか、入院治験をはじめとした難易度の高い治験を積極的に実施し平成21・22年度の承認医薬品の約5割の治験に国立病院機構が関わるなど、ドラッグラグ解消に向けた治験の推進を行った。

この他、高度先端医療技術については、「高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術」など13項目について実施するとともに、「子宮頸がん検査用マーカー及び子宮頸がんの検査方法」など6件の特許の出願等を行い、さらに、平成17年度に特許出願を行った「頭部保護具」について特許権が登録された。

これらの国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究や治験の推進は、我が国の医療の向上への貢献が期待される分野であり、国立病院機構のこれまでの実績を高く評価するとともに、今後とも積極的、継続的な取組を期待したい。

（3）教育研修事業

国立病院機構においては、医師の臨床研修、看護師等育成などに積極的に取り組んでいる。高度な看護実践能力を持ち、スキルミックスによりチーム医療を提供していくことのできる看護師を養成するため、国立病院機構の医療現場を最大限活用した密接な連携による臨床実習を充実させた4年間の看護基礎教育課程（看護学部）と高度な看護実践課程（大学院）から成る一貫した教育を行う東京医療保健大学看護学部及び大学院看護学研究科を平成22年4月に開設した。

特に、大学院における高度実践看護コース（クリティカル領域）においては、迅速かつ的確な臨床診断や高度な専門技術に基づいた看護を実践する能力を修得するため「救命救急センター臨床研修プログラム」を作成し、医師が臨床教授として指導することとし、我が国のチーム医療の推進に貢献するとともに、全国に先駆けた特定看護師（仮称）の養成に、東京医療センターを主たる実習施設とするなどして国立病院機構が主体となって取り組んでいることは、先進的な取組として高く評価する。

医師のキャリアパス制度については、初期臨床研修終了後の専門領域の研修制度として後期臨床研修制度（専修医制度）の先進的な取組を評価する。また、本制度をより良いものとするために、最新の海外医療情報を得る機会の提供、さらには、平成22年9月に医師の知識・技術の向上とキャリア形成を支援するために本部に「医師キャリア支援検討委員会」を設置し医師のキャリアに関する課題の抽出及び具体的方策等について検討を開始するとともに、各領域の専門性に秀でた指導医による実地研修として「良質な医師を育てる研修」を開始するなど医師のキャリアパス制度の確立に向けた取組を評価するとともに、今後の積極的な取組を期待する。

看護師のキャリアパス制度については、専任の教育担当師長の配置、研究休職制度や全国統一の研修ガイドラインの運用など様々な施策を講じており、さらに、質の高い看護師等の育成として卒後研修制度をモデル的に導入し、その評価を全病院に情報発信するなどの先進的な取組や附属看護学校における全国平均を大きく上回る高い看護師国家試験合格率について高く評価する。

また、質の高い治験を推進するため、CRC等を対象とした研修を実施し、中核となる人材を養成するとともに、特に初級CRCを対象に充実した内容の外部に開かれた研修を

実施するなど、国立病院機構だけでなく我が国の治験・臨床研究の活性化にも貢献している。

さらに、地域医療への貢献として、平成22年度は3,304件（対平成20年度比47.6%増）の地域の医療従事者を対象とした研究会や地域住民を対象とした公開講座等を積極的に実施しており、中期計画に掲げる目標を上回る実績をあげていることを高く評価する。

（4）総合的事項

個別病院ごとの総合的な検証については、各病院における政策医療、地域医療事情、経営状況等について、これまで活用してきた臨床評価指標、経営分析システムなどにより把握するとともに、総合的な検証に必要な項目の選定やデータ収集方法等の検討を進めた。

エイズへの取組については、全国8ブロックのうち4ブロックの拠点病院に国立病院機構の病院が指定されている等エイズ医療拠点体制の充実に努めており、平成22年度においては、九州医療センターの院内に「AIDS/HIV総合治療センター」を設置し、HIV感染症に合併した疾患についてもコンバインドクリニックとして各科横断的に、総合的、包括的治療を行うための体制を強化するとともに、各ブロック拠点病院において、エイズ医療の均てん化等を目的とした研修・会議を実施するなど積極的な取組を評価する。

また、各病院の診療情報を分析し医療の質向上を支援するため、総合研究センターに診療情報分析部を設置し、診療情報データベースからDPC・レセプトデータを基に、地域における各病院の役割・機能等を可視化するSWOT分析等の多角的分析を実施するなど、国立病院機構のネットワークを活用した診療情報の収集・分析を実施しており、医療の質の向上と均てん化につながるエビデンスを集積することにより、今後の我が国における医療政策への一層の貢献に期待したい。

（5）効率的な業務運営体制

本部機能の強化については、医療部研究課の組織を見直し、臨床研究の総括、治験の推進、診療情報の分析・情報発信を行う総合研究センターを新設することにより、全国規模で行うべき病院支援業務の更なる強化を図った。また、引き続き医薬品や医療機器について共同入札を行うなど病院支援業務を実施した。一方、ブロック事務所においては、病院職員の募集・採用・異動や医療材料等の共同入札などで病院支援業務を実施した。さらに、東日本大震災において、発生直後に本部においてNHO災害対策本部を設置するとともに、現地対策本部を立ち上げ本部及びブロック事務所職員を継続的に派遣し、被災地からの情報収集や医療班の派遣調整などを行い、NHO医療班が迅速に活動できる体制を構築した。また、ブロック事務所が主体となり、被災地への移動手段的確保、派遣病院の調整、医薬品及び食料等の調達、被災病院からの患者受入の調整などを実施し、継続的な現地支援を行うことが可能となった。これらの本部職員・ブロック事務所職員の取組を評価する。効率的な管理組織体制については、平成21年度までに削減してきた職員数による本部・ブロック事務所の効率的な体制を維持するとともに、国家公務員の再就職者が就いているポストの見直しとして、平成22年度には3つの役員ポストについて公募により後任者を任命した。

弾力的な組織の構築については、各病院の地域事情や特性を考慮した各部門の見直しが行われ、特定の課題を担う副院長複数制についても、平成22年度は新たに4病院において設置し、病院経営、地域医療連携、看護師確保の特命事項に取り組んでいる。さらには、地域医療連携部門の体制強化として、平成22年度には、地域医療連携室へ新たに2病院で専任の職員を配置し紹介率等の向上を図る等これらの取組を評価する。

職員配置については、業務量の変化に応じ非常勤職員やアウトソーシングを活用しているほか、上位の施設基準取得による収支改善も視野に入れた職員の配置も適切に行われており評価する。技能職の削減については、引き続き計画を上回る実績を上げているが、不補充後に業務の質が低下しないよう配慮も求めたい。

全職員への業績評価制度については、平成20年度から本格導入しており、平成22年度においても継続し賞与に反映するなどの取組を行っている。さらに、業績評価制度の一層の周知及びその運用の向上・充実を図っていくため、業務評価制度に関する職員アンケートを行い、その結果を踏まえ業績評価マニュアルの改正やポケットマニュアルの作成、また、評価者及び被評価者研修を行うなどの施策を講じたことを評価する。

その他、平成26年度に統合を予定している善通寺病院と香川小児病院について、工事のスケジュールを踏まえ統合予定時期を平成25年度（平成25年4月目途）に前倒しする等、再編成業務の着実な実施を評価する。

(6) 業務運営の見直しや効率化による収支改善

① 経営意識の向上、業務運営コストの節減

平成22年度においては、診療報酬改定を踏まえ職員の適正配置を行うこと等により診療報酬上の上位基準の取得等を図るとともに、経費等のコスト削減に努め、機構全体として収支相償を達成し、赤字病院数も20病院（21年度31病院）と減少した。また、医業収支が特に良好な117病院の職員に対し年度末賞与を支給するなど引き続き経営に対するインセンティブ付与に努めている。

さらに、前述の本部で実施している医薬品の共同入札、一部のブロック管内での医療材料等の共同入札等は機構のスケールメリットを活かした業務運営コストの節減に資する取組としても評価する。後発医薬品の利用については、金額ベース、数量ベースともに平成21年度実績を上回っており、引き続き中期計画に掲げた目標に向けて着実に取り組んでいただきたい。

他方で、投資の効率化に資する取組として建築コストの削減や大型医療機器の共同入札にも引き続き取り組んでおり、こうした各方面での努力が(7)に記すような大きな収支改善に繋がっているものであり、コスト削減については全体として評価する。また、平成23年度から事務消耗品等の物品調達業務について、市場化テストを実施しており、今後のより一層のコスト削減に期待したい。

一般管理費の節減については、目標として平成20年度に比し15%減のところ45.7%減と中期計画に掲げる目標を大きく上回ったことを評価する。

② 医療資源の有効活用

CT、MRIの高額医療機器については、稼働数向上に向けた分析や人材の有効活

用により稼働総数が増加したとともに、積極的な広報活動による他の医療機関との連携強化などの努力により共同利用数が大幅に増加し中期計画に掲げる目標を上回ったことを高く評価する。

病床稼働については、結核病床の一般病床とのユニット化や医療内容の高度化等の退院促進による平均在院日数の短縮化により非効率となった病床等を整理・集約することで、効率化が図られている。また、これにより、人材の効率的な配置による上位基準の取得等にも繋がり、人的・物的資源の有効活用として評価する。

IT化の推進については、財務会計システム等の活用などを通じて、経営状況の把握や分析等の精度を向上させ適切な経営改善を実施するとともに、医事会計システムの標準化を着実に進め、平成22年度は86病院（平成21年度45病院）が実稼働し大幅に標準化が図られたことを評価するが、早期に全ての病院において標準化されることを期待する。

③ 収入の確保

未収金対策については、高額療養費の現物給付化や事務担当者に加え看護師、医療ソーシャルワーカー等の組織的な連携協力による退院時未精算の防止など、未収金の発生を未然に防止する取組等の推進による医業未収金比率の着実な低減を評価する。一方で、支払案内業務等にかかる市場化テストについては、第1期及び第2期途中の状況として、市場化テストの最低水準に達しないことが明らかとなったため本事業を終了したところであるが、事業終了後の督促業務については、市場化テスト参加病院において、平成23年2月より民間事業者に委託していた債権の徴収業務を強化することとし、支払督促制度の活用により医業未収金の回収に努めている。

臨床研究事業においては、各病院における臨床研究部の設置など基盤整備を進め、外部競争的資金や受託研究費の獲得に努めており評価する。

(7) 経営の改善

平均在院日数の短縮等による診療報酬にかかる上位基準の取得、また、平成22年度の診療報酬改定を踏まえた経営指導の積極的な実施等により、経常収支率107.1%、経常利益583億円と機構発足以来7年連続の経常収支プラスであるとともに、平成22年度計画における経常収支率105%を大きく上回った。こうした結果は、理事長の卓越したリーダーシップの下、本部の経営指導もさることながら各病院長をはじめ全職員が懸命な努力をした結果であると高く評価する。

個別病院についても、平成19年度末に策定した経営改善計画（再生プラン）の実施により、30病院において改善目標を達成したことや赤字病院の減少など着実な経営改善を高く評価する。

(8) 固定負債割合の改善、医療機器・施設整備に関する計画等

国立病院機構発足時に承継した国時代の膨大な負債（7,471億円）と老朽化した病院を数多く抱えながらの経営の中で、建築単価の見直しをはじめとした様々な経営努力により、病院の機能維持に必要な整備を行いつつ、毎年着実に固定負債を減少させ、平成2

2年度までの7年間で約2,300億円(31.3%)の減少を達成したことを高く評価する。

また、内部資金を活用して病院機能向上のために必要な整備量を確保し、約定通りの償還を確実に行った結果、長期借入金残高を大幅に削減しつつ、必要な投資を行ったことも高く評価する。

(9) その他の業務運営等に関する事項

人事に関する計画に関して、先に記した療養介助職の増員のほか、技能職の削減については計画を上回って進展している。

医師確保対策については、「医師キャリア支援検討委員会」の設置による医師のキャリアに関する課題の抽出及び具体的方策等の検討、研修医及び専修医の研修内容の充実等、医師向けパンフレットの大学等関係機関への配布や研修医・専修医向け情報誌の発行など様々な取組を評価する。

障害者雇用に対する取組についても、法定雇用率の達成を維持すべく、委託範囲や業務分担の見直し等により引き続き障害者の雇用に努めている。

また、広報に関する事項として、国立病院機構のパンフレットのホームページへの掲載や地域医療機関等に対する積極的な配布に加え、東日本大震災における支援活動の状況をホームページにて日々更新し、情報発信したことを評価する。一方で、広報については、国立病院機構ホームページやパンフレット以外の積極的な広報活動の実施も望まれる。

(10) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

病院毎の地域事情や特性を考慮し、平成22年度の診療報酬改定を踏まえてより効率的・効果的な体制とする取組を進めるとともに、病院毎の機能・規模を踏まえた職員の適正配置、平均在院日数の短縮による診療報酬にかかる上位基準の取得等により、純利益495億円を計上したことを高く評価する。また、平成22年度の利益剰余金を目的積立金とすることについて、これは機構が莫大な国期間債務を確実に償還し、必要な建物及び医療機器の整備を行うために不可欠であり、機構の経営努力の成果である利益剰余金を中期計画に則って処分するものであることから妥当である。

なお、目的積立金に係る経営努力認定について、病院事業の収入は公定価格である診療報酬であり、また、継続的な経営努力の度合いが高いなどの特性があり、総務省が一律に定める「新規性」に主眼を置いた認定基準には馴染まないことから、事業の特性を踏まえた個別の認定基準を適用すべきである。病院事業には利益を患者に還元するという基本的な考え方があることから、利益剰余金については医療の用途に充て、患者に還元できる仕組みとなるべきであり、「独立行政法人の経営努力認定について」(平成18年7月21日付け総務省行政管理局通知)の改正を強く望むものである。

② 保有資産の管理・運用等について

平成22年度は、老朽化した宿舎や建て替えのために使用しない病棟等については、減損を認識し、これらについては今後病棟・宿舎等の建て替えに有効活用するほか、

病院機能との相乗効果が図られる貸付等により有効活用を行うこととしており、保有資産を有効活用していると評価できる。

また、入居率が低い職員宿舎については、廃止の検討、減損処理を行い、また、宿舎利用の見直し、用途変更等を行うなど、有効活用を図っている。なお、本部研修センターが平成22年5月から稼働し、稼働率は51%となっているが、前述のとおり教育研修事業に積極的に取り組んでいるところであり、今後利用の機会は増えるものと考えられる。

③ 組織体制・人件費管理について

国立病院機構職員の給与について、平成22年度のラスパイレス指数は、病院医師110.9、病院看護師98.3、事務・技術職98.3となっている。病院医師のみが国の給与水準より高いものとなっているが、自治体病院や民間医療機関とはまだなお相当な開きがあり、医師確保が切実な問題となっている昨今においては、他の医療機関と遜色ない給与水準に近づけることは必要な措置であることから、医師手当など国と異なる機構独自の諸手当は適切であると考えられる。もちろん、医療職種のモチベーションが金銭面だけではないことは自明であり、勤務体制や環境整備はもとより魅力ある病院づくりも重要な課題である。

また、総人件費改革の取組として、技能職の退職不補充、非効率病棟の整理・集約、事務職の削減、給与カーブの変更・調整額の廃止などを行い、平成18年度以降平成22年度までの削減額266億円(8.72%)については高く評価できる。

他方、増額は560億円あり、総人件費改革の基準値である平成17年度の人件費と比すると294億円増となり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年6月2日法律第47号)等による削減率を達成していないものの、人件費率と委託費率を合わせた率(対医業収益)55.3%は、平成17年度決算(57.8%)に比べて2.5ポイント低下している。また、他の設置主体では代替困難な心神喪失者等医療観察法等に基づく医療体制の整備、医療計画を踏まえた救急医療など政策医療推進のための対応や医師不足解消に向けた取組によるものであり、国立病院機構の役割を果たしていくためには必要な措置と認められる。

今後とも適正な人件費管理を行っていくことは必要であるが、医療現場を巡る昨今の厳しい状況のなかで、患者の目線に立った安全かつ良質な医療を提供し、国立病院機構に求められる役割を着実に果たしていくためには、引き続き医師、看護師等の人材確保が必要であるとともに、事務職やコメディカルの配置抑制が既に限界に達していることも踏まえると、医療現場に対する総人件費改革の一律の適用はもはや困難であり、早期改善を強く望む。

福利厚生費については、レクリエーション経費の廃止をはじめ、弔電、供花や永年勤続表彰などについても厚生労働省に準じた基準としており、事業運営上不可欠なものに限定して、引き続き適切に取り組んでいる。

④ 事業費の冗費の点検について

事業費の冗費の点検については、平成22年1月に全病院に対し経費削減への取

組状況の調査を行ったところであるが、平成22年度においては、当該調査結果を「主な取組一覧」として病院長研修をはじめ各種研修において周知を図り、また、各病院の取組についてその効果を取りまとめたところ、平成21年度実績額に比べて平成22年度実績額（推計）では約14億円の削減効果額となったことを評価するとともに、今後のさらなる取組に期待する。一方で、海外出張における支度料の適切な取扱いについて、「旅費業務に関する標準化マニュアル（2008年11月各府省等申合せ）」に則って平成22年5月に各病院に対し通知するなど、旅費や庁費について適切な執行を行っているものと認められる。

⑤ 契約について

国立病院機構においては、これまでの厳しい指摘を踏まえ、一般競争入札を原則とするとともに、引き続き内部監査や監事と連携した抜打監査を実施した。また、平成22年度から、随意契約については、少額随意契約基準を超える全ての契約を契約審査委員会における審査対象とするなど、適正な契約事務の遂行に努めている。

一方で、政府の要請を踏まえ平成21年12月に設置した「契約監視委員会」を平成22年度も引き続き存置し、「競争性のない随意契約」や「前回一者応札・一者応募となった契約」について個々に点検・見直しを実施するとともに、平成22年度からは「前回落札率100%であった契約」について事前点検を実施することとした。また、「随意契約等見直し計画」の達成状況についてフォローアップを行ったところ、競争性のない随意契約の件数は計画を達成しており、金額についても当該計画で見込まれていない医薬品の購入に係る契約を除けば計画を達成しており、これまでの成果として評価できる。今後とも、より透明性と競争性の高い、厳正かつ適切な実施に期待したい。

⑥ 内部統制について

理事長は、週例及び月例の役員会や国立病院機構総合医学会等の場で、国立病院機構の理念や方針を役職員に示すとともに、各ブロック担当理事を通じ管内の施設に適切に周知している。また、ミッションの達成を阻害する要因や内部統制上の問題点等の組織にとって重要な情報等については、定例の役員会や本部の各部からの報告により適時的確に把握し、その対応を指示している。さらに、理事長が現場の問題を把握するための仕組みとして、各ブロック担当理事からの月毎の現場の意見の報告や、病院長会議等により理事長が直接現場の意見を聞く場を設けるなど、公正かつ誠実な組織づくりに努めており、適切な統制環境の確保に向けて取り組んでいると認められる。

また、各病院から本部の業務監査室に報告される内部統制状況の自己判定結果集計により、法人全体のミッションや中期目標の達成を阻害する要因を洗い出し、役員会で組織全体として取り組むべき重要なリスクを把握するとともに、必要な対応策を各部に指示している。また、目標・計画が未達成となった場合の要因の把握・分析・対応等に着目したリスク管理に取り組んでいる。

さらに、監事監査においては、理事長が議長を務める役員会等の重要な会議に出席するとともに、役員との意見交換会、本部各部からの業務状況の聴取、業務監査室と

の監査の連携・実施等を通じ、理事長によるリーダーシップの発揮・マネジメントの実効性の確保がなされているか、各種リスクへの対応が適切になされているかといったガバナンス、内部統制上の重要なポイントに充分留意して監査を行っている。なお、当該監査の結果は、理事長が議長を務める役員会等に報告され、統制環境に係る問題点等について把握・検証が行われており、統制環境の改善が図られていると評価する。1(2)平成22年度業務実績全般の評価で前述したとおり、法人の業績は中期計画・年度計画に沿っておおむね達成しており、これは、年度計画や業績測定のための尺度がおおむね妥当であったことによるものと認める。

⑦ 事務・事業の見直し等について

国民のニーズを踏まえた業務改善としては、患者満足度調査の指摘・意見を各病院にフィードバックすることで、アメニティの向上、診療時間の改善など様々な業務改善に取り組んでいる。職員による自主的な業務改善としては、QC活動などを通じて病院業務の質の向上に努めている。

また、国民のニーズとずれている事業や費用対効果の乏しい事業について、引き続き適切な病院運営、経営改善の観点から、病棟の稼働状況に応じた整理・集約を実施しており、全体として適切に取り組んでいると評価できる。なお、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）及び行政刷新会議事業仕分けにおいて講ずべきとされた取組、又は省内事業仕分けにおいて示した改革案の取組状況については、診療情報データベースの構築、不要財産の国庫返納の手続きの開始、長期債務の共同負担のための各病院からの拠出金率の引き下げ及び診療事業に関する運営費交付金の使途を国の政策上特に体制確保が求められる医療のための費用に限定することにより縮減するなど、着実に取り組んでいる。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成23年7月7日から8月5日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行い、その寄せられた意見を踏まえて評価を行った。